



もりおか

No.115
令和6年2月号

農委だより

発行／盛岡市農業委員会
〒020-8532

盛岡市津志田14地割37番地2
電話 019-639-9034(業務係)
019-601-5072(農地係)



今年のりんごの出来栄を競う 伝統の「中野りんご品評会」



中野果樹振興会は令和五年十一月二十三日、盛岡市中央卸売市場内PRセンターで「中野りんご品評会」を開催しました。
この品評会は、りんご産業の発展のため、生産技術の向上や消費拡大の宣伝を目的とし、毎年開催しているもので五十六回目を数えるイベントです。

今年は、晩成種のサンふじやはるかなど、五品種、七十八箱が出品され、品種ごとに色づきや玉ぞろいなどを基準に審査が行われました。

地域のリンゴ農家からは、「今年は春の霜被害や夏の酷暑など気候の影響を受け、また、鳥獣による被害もあり、色づきや収穫量が思うようにならなかった。」との声もありました。

吉田 昭治会長は「品評会を中止した地域もあったなか、無事に開催できた。今年も味が凝縮され、糖度が高く品質の良いリンゴが出品されたのは、生産者の日頃からの努力によるものだ。」と話していました。

(中野・築川地区調査会)

「農委だより」はホームページでも
ご覧いただけます。

過去の「農委だより」は、令和二年分から、盛岡市ホームページで公開しています。
QRコードを読み取って
ご覧ください。



新年のごあいさつ

旧年中は、当農業委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、春の遅霜による作物被害、夏の高温障害による農作物の生育不良、加えて、シカやイノシシ、クマ等による農作物被害が確認され、被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、高齢化や後継者不足などにより担い手が減少しており、遊休農地の拡大など、様々な課題を抱えております。このような状況を踏まえ、農業委員会が果たす役割には大きな期待が寄せられているものと認識しております。

昨年の委員改選により、農業委員十九人のうち新たに四人、農地利用最適化推進委員二十六人のうち新たに八人の計十二人が加わりました。地域の農地を守り、効率的な利用を促進するため、農業委員会活動に積極的に取り組んでまいります。

また将来の農地の効率的な利用に向け、十年後の農業経営について皆様の意向をお聞きし、将来の農地の担い手を示す「目標地図」の作成を進めておりますが、今後地域における話し合いを行いながら「地域計画」の策定に協力してまいります。

本年も、農業委員及び農地利用最適化推進委員一同、本市の農業振興のためより一層努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

農業委員会会長 北田 晴男

農業施策に関する「意見・要望書」の提出

本市の農業振興のため、市農業施策について、農業者からの意見・要望を集約し、令和五年十月二十四日に市に提出しました。

また、令和五年十一月二十八日には、「令和五年度盛岡市農業委員会農政懇談会」を開催し、北田会長ほか農業委員、農地利用最適化推進委員と、内館市長や関係部課長らの出席のもと、農業者の声を市の農業施策へ届けるため、懇談を行いました。



【提出した意見・要望概要】

1 全市的要望

- (1)農地の集積・集約化対策について
 - ・認定農業者に対する支援について
 - ・集積・集約の必要性の周知について
- (2)担い手・経営対策について
 - ・新規就農者への支援について
 - ・就農者減少の根本原因の究明
 - ・スマート農業導入促進事業について
 - ・農産物価格の値上げに対する消費者理解促進について

(3)鳥獣被害対策について

- ・増加する鳥獣被害の対策について
- ・駆除した動物の処分場・処理施設の確保について

(4)その他農業振興対策について

- ・盛土規制法の規制区域整備について
- ・工業用残土処分の対策について

2 地区要望

- ・山間部の農地の観光地等への活用について

「令和五年度盛岡市農業委員会農政懇談会」の詳細は、盛岡市公式ホームページ(ID:1017892)に掲載いたします。



岩手の大地を未来につなごう！ 岩手県農業委員会大会

令和五年十一月九日、盛岡市都南文化会館にて「令和五年度岩手県農業委員会大会」が開催されました。

大会では、農政功労者等の表彰が行われ、当委員会からは、永年勤続表彰(委員、職員計三名)、農業委員会等活動表彰を受賞しました。

また、農業委員会などの特別研修として「国内外の農業情勢を踏まえた日本農業の未来像」と題した講演が行われ、受講した委員は「次世代の豊かな未来を守るため、生産者と消費者が支え合う強い農業を考えていきたい」と抱負を語りました。



盛岡市農地賃借料情報

令和4年12月から令和5年11月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料水準は、次のとおりです。なお、賃借の際には、当事者間で十分な協議をしてください。

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	処理件数（件）	
平坦地	A	7,500	12,000	5,000	136
	B	7,200	12,000	4,300	425
	C	7,100	9,000	4,600	15
準山間地 山間地※	D	6,400	8,500	4,600	26
	E				
市平均	7,200	合計件数		602	

※山間地については、データが少ないため準山間地と同じ数値としております。
(市平均・合計件数には、カウントしておりません。)

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	処理件数（件）
普通畑	6,500	10,000	4,800	40
果樹畑				7
飼料畑 牧草畑 (平坦地)	4,600	6,600	2,000	97
飼料畑 牧草畑 (山間地)	1,700	2,000	1,300	
市平均	5,200	合計件数		144

※山間地については、データが少ないため去年と同じ数値としております。

地域の区分

平坦地	A	太田、本宮、飯岡
	B	繫、厨川、旧盛岡、中野、見前、乙部、【玉山地域平坦地A】寺林、玉山永井、巻堀、元好摩、中塚上山、野中、馬場状小屋、芋田向、小袋、松内、大台、芋田、武道、洪民、山田、川崎、下田、舟田、柴沢、門前寺、白沢
	C	上米内、【玉山地域平坦地B】生出、生出野、生出谷地、川又
準山間地	D	築川、川目、大ヶ生、根田茂、砂子沢、【玉山地域準山間地】桑畑、永井沢、好摩沢、沢目、尻志田、刈屋、日戸
山間地	E	【玉山地域山間地】姫神、前田、城内、山谷川目、釘の平、西郡、砂子沢、藪川

地域計画策定への取り組み

～地域計画とは～

「人・農地プラン」を土台に、農業者や地域の関係者と話し合いのもと、地域の田や畑など、農地利用の将来の姿を明らかにする設計図です。

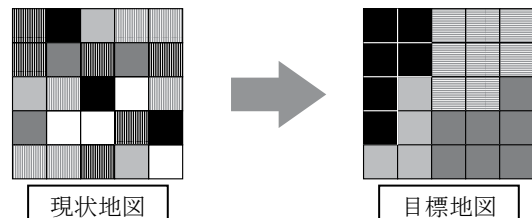
今後の計画の進め方

今後は、以下の日程に基づき、市内10地域ごとに担い手を含めた農地所有者や地域の関係者が集まり、農地一筆ごとの将来の利用や担い手について話し合いを行います。

なお、担い手が少ない地域では、地域外からの新たな担い手も想定しながら話し合い、計画書をまとめていきます。

地 区	話し合いの時期
太田地区、都南地区	令和6年2～3月
その他地区 (本三、越場・下鹿妻、厨川、東部、洪民、巻堀、玉山、藪川地区)	令和6年7～12月

農地利用の目標地図のイメージ



「農業経営意向に関する調査」に対する回答を基に、農地を色付けした「現状地図」を参考に、話し合いを行い、将来の担い手を示した「目標地図」を作成します。

農地改良手続きについて

農地改良を行う際は、盛岡市農地改良指導要綱に基づき「農地改良届出書」の提出が必要ですが、工事が予定期間内に終了せず、再度届出書を提出されるものや、周囲への影響が懸念されるものが見受けられます。

指導要綱では、耕作を中断する期間を最大1年以内としておりますので、期間内に確実に終了できる内容であるか、周囲への影響、災害発生の危険性がないか等、慎重に計画し、事前に農業委員会事務局まで相談のうえ工事を行ってください。

農地を相続した際の手続きを!



1 法務局で相続登記

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます!

農地を相続したら、3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。なお、令和6年3月31日までに相続された場合も義務化の対象となります。

ただし、3年間の猶予期間があります。

正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料（行政上のペナルティー）の適用対象となります。

ご自身でも登記は可能ですが、
司法書士に依頼（有料）するのが一般的です。



2 農業委員会への届出

農地法第3条の3の規定による届出が必要です!

1で完了した「登記書類」と「認め印」を持参し、農業委員会事務局窓口において手続きをしてください。

カラス対策にご協力ください

盛岡市内において、カラスによる住宅地での糞害等や農作物、家畜への被害が確認されています。追払いや捕獲だけでは被害は減りません。被害を減らすためにカラスのエサ場対策にご協力ください。

エサ場対策

①農地に収穫しない農作物を放置しない。

埋める、シートで覆うなど、カラスから見えないようにしましょう。

②畜舎への侵入口をなくす。

隙間にネットを張るなどして、家畜のエサだけでなく、家畜への被害も減らしましょう。

環境部環境企画課 ☎ 613-8419



農地の売買情報

	No	農地の所在	地目	面積	申出価格
売渡	1	湯沢 14地割	田	23a	応談
	2	上飯岡 7地割	田	28a	応談
	3	上飯岡 23地割	田	20a	応談
	4	東緑が丘	畑	69a	応談
	5	中太田 方八丁	田	84a	応談
買受	1	太田地区	畑	50a	応談

農地の売買を希望される方は、

お気軽にお問い合わせください。

農業委員会事務局 農地係 ☎ 601-5072

農業者年金に加入しませんか? ～将来の安心のために～

これらを満たせば、どなたでも加入できます!

①65歳未満

※60歳～65歳の方は、国民年金の任意加入が必須。

②年間60日以上農業に従事

③国民年金第1号被保険者

詳しくは農業委員会事務局、JAの窓口、あるいは農業者年金基金HP（右記QRコード）からご確認ください。



全国農業新聞を購読しませんか

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、経営発展に役立つ新聞です。

●発行日 毎週金曜日

●購読料 1ヶ月700円（送料・税込）

●申込み 農業委員会事務局

詳しくはホームページから
ご確認ください。



確定申告は電子申告またはアイーナで

所得税の申告（確定申告）が必要な場合は、パソコン・スマホによる電子申告またはアイーナ（盛岡駅西口）で申告します。

※アイーナで申告する場合は入場整理券が必要です。

【確定申告について】

盛岡税務署 ☎ 622-6141